うるま市消防本部消防同意・消防用設備等設置審査基準

第15 火花を生ずる設備(条例第10条)

第15 火花を生ずる設備(条例第10条)

1 用語の定義

(1) 火花を生ずる設備とは、設備を操作する際に静電気の放電による火花、機械 的火花等を発生し、かつ、その火花発生部分において可燃性の蒸気又は微粉を 放出する設備をいい、小麦粉等の製粉設備のように、微粉を放出し、かつ、モ ーター等から火花を発生するものであっても、火花の発生する部分と微粉の発 生する部分とが離れているものは、本条の設備としては取り扱わないものであ ること

なお、火花を生ずる設備には、本条に例示した設備以外に、製綿機、カード機、粉砕機、研磨機、切削機等があること。

- (2) ゴムスプレッダーとは、主として布等にゴムを引く設備をいう。
- (3) 起毛機とは、生地を毛ばだてる設備をいう。
- (4) 反毛機とは、原毛、ぼろ等をたたいて綿にほぐす設備をいう。

2 条例等の運用

条例によるほか、第2号に規定する「静電気を有効に除去する措置」及び第3号に規定する「可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置」の取り扱い及び運用については、第15-1表によること。

第15-1表

火災予防対策	有 効 措 置	
静電気等の除去対策	室内の湿気調整	相対湿度65%以上にして静電気蓄積を制御
	空気のイオン化	放射性物質を使用し静電気発生を抑制
		高電圧コロナ放電除電器等を使用
	静電気が発生す	電器の不良導体(紙、ゴム、繊維等)中の電
	る部分に直接措	荷を除去するため、不良導体部分に接地され
	置するもの	た金属ブラシ等を接触させる。
可燃性微粉等の除去対策	可燃性蒸気に対	蒸気濃度が爆発下限界の30%以上にならな
	する有効措置	いよう換気能力を設定する。
	可燃性微粉に対する有効措置	① 粉じん爆発のおそれがないように換気
		能力を設定※
		② 微粉の堆積防止のため清掃等を実施

※ 換気能力については、強制換気装置に限らず外気に面する有効な開口部も 含まれること。